

宇都宮市投票所及び開票所における秩序保持方針

宇都宮市選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、各選挙における投票所及び開票所の秩序保持について、公職選挙法（以下「法」という）第58条から第60条まで、第69条、第74条、第82条及び第85条の規定に基づき、以下のとおり方針を定める。

1 秩序保持に関する事項

(1) 秩序保持の義務

投票所及び開票所においては、静粛に努め、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為をしてはならない。

(2) 投票所内における撮影、録音及び通話

投票所内における撮影、録音及び通話は、媒体の種別を問わず、してはならない。ただし、委員会が管理運営の必要上、自ら当該行為をする場合及び報道機関等特別に投票管理者が認めた場合を除く。

なお、投票管理者が認めた報道機関が撮影する場合においては、選挙人が判別できるような撮影（選挙人の許可を得た場合を除く）、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

(3) 開票の妨害の禁止

開票所の会場においては、撮影、録音、通話及びその他の行為による、開票事務の妨害や、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

2 秩序保持のための処分等

(1) 秩序を乱す行為があると投票管理者、選挙長又は開票管理者（以下「管理者等」という）が判断した場合、管理者等は、当該行為者に対し、当該行為を中止するよう命じる。（法60条・法74条・法85条）

(2) 当該行為者が中止の命令に従わない場合、管理者等は、同行為者に対し退出を命じる。（同条）

(3) 上記措置をとった後においても、なお、秩序を保持し難いような場合は、管理者等は、警察官への処分請求を行う。（法59条・法74条・法85条）